

許可番号 01911071447号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山梨県中央市東花輪2185番地3  
氏 名 株式会社クリーンベスト  
〔法人にあっては名称  
及び代表者の氏名〕  
代表取締役 市川 千壽

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎幸太郎



許可の年月日 令和2年9月29日

許可の有効年月日 令和7年9月28日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上11種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	有り

産業廃棄物の種類	廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉱さい 以上4種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所 在 地	山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原上河原454番3、455番7、456番10、464番1、464番8 A
面 積	30 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	12.5 m <sup>3</sup>
高 さ	1.25 m

所 在 地	山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原上河原463番2、464番1、464番8 B
面 積	29.9 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	11.8 m <sup>3</sup>
高 さ	1.0 m

所 在 地	山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原字中河原368番2、369番2 C
面 積	10.8 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	8.0 m <sup>3</sup> (容器保管)

所 在 地	山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原字中河原368番2、383番5、383番7 D
面 積	58.3 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	56.0 m <sup>3</sup> (容器保管)

所 在 地	山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原字中河原370番2、383番5、383番7 山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原上河原463番2、464番1、465番2、466番2 E
面 積	155.6 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	198.0 m <sup>3</sup> (容器保管)

所 在 地	山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原字中河原383番7 山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原上河原454番3、455番7 F
面 積	28.8 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	紙くず、木くず、繊維くず 以上3種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	24.0 m <sup>3</sup> (容器保管)

所 在 地	山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原字中河原368番2、369番2、383番7 G
面 積	7. 7 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上3種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物に限り、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	8. 0 m <sup>3</sup> (容器保管)

所 在 地	山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原上河原455番7 H
面 積	28. 0 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類 以上4種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	26. 0 m <sup>3</sup> (容器保管)

所 在 地	山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原字中河原368番2、383番7 I
面 積	7. 7 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類 ※ただし、水銀使用製品産業廃棄物に限り、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
保 管 上 限	8. 0 m <sup>3</sup> (容器保管)

### 3 許可の条件

無し

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 12 年 9 月 29 日	新規許可
令和 2 年 9 月 29 日	許可の更新

### 5 積替え許可の有無

有  無

### 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有  無